

第1部 消費者契約に関する民事実 体法（民法と消費者契約法） の展開と課題

I	はじめに	2
II	民法と消費者契約法の関係	2
1	民法への消費者契約ルール導入をめぐる議論を経て	3
2	民法の消費者保護機能	6
3	民法と消費者契約法の相互作用	11
III	消費者契約ルールにおける消費者像とその変容	12
1	消費者と事業者との間の類型的格差	13
2	消費者の具体的な事情への配慮の必要性——具体的人間像と広義の適合性原則	13
3	情報モデルの正当性と限界	14
4	消費者の限定合理性・ぜい弱性に対する配慮の必要性	15
IV	おわりに——消費者取引の公正と健全な市場の実現に向けて	16

第2部 民法

第1章 総則 20

第1 意思能力 20

Q1 意思能力制度の明文化は実務にどのような影響を与えるか 20

- 1 改正の概要 20
- 2 意思能力の定義規定の見送り 21
- 3 実務への影響 22

第2 未成年者取消し 24

Q2 成年年齢の引下げの経緯はどのようなものか 24

- 1 成年年齢を18歳に引き下げる民法改正法の成立 24
- 2 成年年齢引下げに至る経緯①——改正法案提出まで 25
- 3 成年年齢引下げに至る経緯②——国会での審議 27
- 4 改正法施行までの動き 29

Q3 成年年齢の引下げによる若年消費者被害拡大の懸念とその対策はどのようなものか 31

- 1 問題の所在 31
- 2 18歳・19歳の未成年者取消権の喪失 31
- 3 若年者の消費者被害の特徴 32
- 4 未成年者取消権に代わる民事ルールの必要性と立法に向けての動き 32
- 5 その他の対策 34

第3 公序良俗 37

Q4 改正民法で暴利行為の明文化が見送られた経緯はど

のようなものか	37
1 現代的暴利行為論の展開と立法提案	37
2 法制審議会における議論と明文化の見送り	38
3 改正民法における明文化の見送りの意味	39
4 消費者契約法改正による対応	40
Q 5 暴利行為の解釈・活用方法をどのように考えるか	41
1 改正民法下における「暴利行為」の重要性と方向性	41
2 改正民法下における「暴利行為」の解釈と活用方法	41
第4 詐欺・錯誤その他	44
Q 6 意思表示の瑕疵についてどのような改正がなされたか	44
1 心裡留保	44
2 錯誤	45
3 詐欺	45
Q 7 錯誤の効果が無効から取消しに改められた趣旨と実務における留意点は何か	47
1 改正の趣旨	47
2 改正内容	47
3 実務上の留意点	48
Q 8 錯誤取消しの要件明確化の内容と実務上の留意点は何か	50
1 改正の趣旨	50
2 改正内容	50
3 実務上の留意点	51
Q 9 動機の錯誤の明文化の内容と実務における留意点は何か	52
1 改正の趣旨	52
2 改正内容	52

3 実務上の留意点 53

Q10 表意者の無重過失要件の例外規定の内容と実務上の留意点は何か 55

1 改正の趣旨 55

2 改正内容 55

3 実務上の留意点 55

Q11 錯誤における第三者保護規定の内容と実務上の留意点は何か 57

1 改正の趣旨 57

2 改正内容 57

3 実務上の留意点 57

Q12 相手方惹起型錯誤の明文化はなぜ見送られたのか 58

1 問題の所在 58

2 法制審議会における議論 58

Q13 相手方惹起型錯誤の明文化見送りの意味合いと今後の実務上の留意点は何か 61

1 相手方惹起型錯誤の明文化の見送りにより相手方惹起型錯誤は認められないことになるのか 61

2 相手方惹起型錯誤事案の実務における主張のポイント 62

Q14 第三者の詐欺における相手方の主観的要件改正の概要と実務における留意点は何か 63

1 改正の趣旨 63

2 改正内容 63

3 実務上の留意点 64

4 個人保証における情報提供義務違反による取消し（改正民法465条の10）との関係 65

Q15 代理人・媒介受託者・その他責任を負う者の詐欺の明文化見送りの経緯と今後の実務上の留意点は何か 66

目次

- 1 問題の所在 66
- 2 改正内容 66
- 3 実務上の留意点 67

Q16 沈黙による詐欺の明文化断念の経緯と今後の実務上の留意点は何か 69

- 1 問題の所在 69
- 2 改正内容 69
- 3 実務上の留意点 69

第5 無効・取消し 71

Q17 無効・取消しについてどのような改正がなされたか 71

- 1 改正の経緯 71
- 2 改正民法における無効・取消しにおける原状回復ルールの明示 72
- 3 「押し付けられた利得」に関する消費者法領域の例外ルール 73

Q18 「押し付けられた利得」の問題を原状回復ルールの下でどのように考えるか 75

- 1 問題の所在 75
- 2 議論の経緯 76
- 3 改正民法121条の2の解釈のあり方 77

Q19 法定追認は取消権者が取消権を有することを知っていることが必要か 78

- 1 追認の要件の見直し 78
- 2 「取消権を有することを知ったこと」が法定追認の要件となるかについての判例・学説の状況 78
- 3 法制審議会における審議過程 78
- 4 法案提出段階における改正民法125条の文言の調整 79
- 5 検討 80

第6 情報提供義務 82

Q20	情報提供義務の明文化はなぜ見送られたか	82
1	提案内容と中間試案までの議論	82
2	2013年3月「中間試案」	86
3	パブリックコメントの結果とその後	88
4	消費者契約法2018年改正における情報提供努力義務の改正	89
Q21	投資取引分野の説明義務・情報提供義務をめぐる議論の現状と実務上の課題は何か	91
1	問題の所在	91
2	前提としての法律条項の整理	91
3	情報提供義務・説明義務に関する議論の現状	92
4	実務上の課題	94
第7	交渉補助者等が関与した場合	96
Q22	中小零細事業者が締結するクレジットやリース契約について、販売店（加盟店）による詐欺的な勧誘があった場合に、クレジットやリース契約を取り消すことができるか	96
1	問題となる事例	96
2	中小零細事業者を救済するための民法解釈	96
3	意思表示の瑕疵による契約取消アプローチ	98
第8	抗弁の対抗	111
Q23	割賦販売法の適用のないクレジット契約において、加盟店に対する抗弁を信販会社に対して主張できるか	111
1	問題の所在	111
2	支払停止の抗弁アプローチ	112
第9	債権の消滅時効	123
Q24	債権の消滅時効についてどのような改正がなされたのか	123

Q25	短期消滅時効制度の廃止が消費者トラブルに与える影響としてはどのようなものが考えられるか	124
1	改正の趣旨	124
2	消費者トラブルに与える影響と今後の課題	125
Q26	主観的時効期間の導入が被害者（消費者）の権利行使の機会を狭めないか	127
1	問題の所在	127
2	結論	127
3	解説	127
Q27	消滅時効の完成猶予事由として「協議を行う旨の合意」が明記されたことに関する実務上の留意点はあるか	131
1	改正法の内容（改正民法151条）	131
2	改正の趣旨	131
3	実務上の留意点	132

第2章 債権・契約総論 133

第1 債務不履行責任等 133

Q28	債務不履行責任等に関してどのような改正がなされたか	133
1	履行不能に関する基本的な規律の明文化	133
2	債務不履行による損害賠償についての主な改正点	133
3	契約の解除についての主な改正点	134
4	危険負担制度の見直し	135

第2 法定利率 137

Q29	法定利率の引下げの内容と今後の課題は何か	137
1	改正の概要	137

〈図表1〉「基準割引率および基準貸付利率」(旧「公定歩合」)の 推移	137
2 要件・効果(改正民法404条)	138
3 今後の課題	139
〈図表2〉変動のシミュレーション	140
4 特別法における利息・遅延損害金の制限	142
第3 保証	144
Q30 保証人保護のためにどのような改正がなされたか	144
1 個人保証の問題点	144
2 2004年の民法改正	145
3 改正民法における個人保証制度の概要	145
〈図表3〉保証人保護の各制度	147
〈図表4〉保証制度に関する各制度の適用関係図	148
〈図表5〉個人根保証契約の対比表	148
Q31 保証契約締結時の情報提供義務の内容と実務における留意点は何か	150
1 書面要件(改正民法446条2項)	150
2 個人根保証契約	150
3 「事業のために負担する債務を主たる債務とする保証」または 「主たる債務の範囲に事業のために負担する債務が含まれる根保 証」の委託に際しての主たる債務者の情報提供義務(改正民法 465条の10)	152
4 保証意思宣明公正証書(改正民法465条の6)	152
Q32 保証意思宣明公正証書の作成が求められるのはどのような場合か	153
1 保証意思宣明公正証書の法的性格	153
2 保証意思宣明公正証書が求められる債務	154
3 保証意思宣明公正証書の作成時期・方式	156
Q33 保証意思宣明公正証書の作成を要しないのは誰が保	

証人の場合か	157
1 主たる債務者が法人である場合のその理事、取締役、執行役またはこれらに準じる者（改正民法465条の9第1号）	157
2 主たる債務者が法人である場合のその総社員または総株主の議決権の過半数を有する者（改正民法465条の9第2号）	158
3 個人の主債務者の共同事業者または主債務者が行う事業に現に従事している配偶者（改正民法465条の9第3号）	158
4 事業承継予定者	159
〈図表6〉個人連帯保証に関する金融庁の監督指針との対比	160
Q34 保証意思宣明公正証書と情報提供義務の関係をどのように理解すべきか	161
1 保証意思宣明公正証書の作成における情報提供義務の意義	161
2 公証人が確認すべき保証意思の内容	162
3 情報提供義務と公証人が確認すべき内容	162
Q35 情報提供義務違反による取消権（改正民法465条の10）が認められる場合、および行使を実効化するための実務上の留意点は何か	164
1 「事業のために負担する債務」の範囲	164
2 主たる債務者の情報提供の対象（改正民法465条の10第1項）	164
3 保証人の取消権（改正民法465条の10第2項）	164
4 債権者の確認・調査義務	165
5 取消権を実効化させるための実務上の留意点——抗弁としての取消権（改正民法465条の10）	167
Q36 保証契約締結後の情報提供義務の内容はどのようなものか	169
1 主たる債務者の履行状況に関する情報提供義務（改正民法458条の2）	169

- 2 主たる債務者が期限の利益を喪失した場合における情報提供義務（改正民法458条の3） 169

第4 債権譲渡 171

Q37 債権譲渡についてどのような改正がなされたか …… 171

Q38 異議をとどめない承諾の制度はなぜ廃止されたか …… 172

- 1 抗弁の接続の原則 172
- 2 改正前民法下における異議をとどめない承諾と抗弁の切断 172
- 3 判例による債務者保護への配慮 172
- 4 債権譲渡・異議をとどめない承諾をめぐる消費者トラブル 174
- 5 改正民法における異議をとどめない承諾と抗弁の切断の規律の廃止 174

Q39 異議をとどめない承諾に代替される抗弁放棄にはどのような問題があるか …………… 176

- 1 問題の所在 176
- 2 検討 176

第5 弁済 182

Q40 準占有者に対する弁済についての改正の経緯と内容、実務における留意点はどのようなものか …………… 182

- 1 問題の所在 182
- 2 議論の状況 183
- 3 実務への今後の影響と解釈の方向性 186

第6 契約の成立 189

Q41 契約自由の原則および契約成立に関する改正はどのようなものか …………… 189

- 1 契約自由の原則 189
 〈図表7〉改正民法における契約自由の原則に関する規定 189
- 2 契約の成立に関するルール改正 190
 〈図表8〉改正民法523条・525条の規律範囲 190

〈図表9〉改正民法523条の規律	190
〈図表10〉改正民法525条の規律	191
第7 解除	193
Q42 複数契約の解除の明文化見送りの経緯・意味合いと今後の実務上の課題は何か	193
1 問題の所在	193
2 平成8年判例を土台とした規律の提案	194
3 審議の経緯	195
4 複数契約の解除をめぐる実務上の課題と活用の可能性	196
第8 定型約款	199
第8—1 概論	199
Q43 改正民法が新たに規定した定型約款の規律の概要はどのようなものか	199
1 改正の趣旨	199
2 規律の概要	200
第8—2 定型約款の定義	201
Q44 「定型約款」の定義はどのようなものか	201
1 改正の趣旨	201
2 定型約款の定義	201
〈図表11〉定型約款の定義	201
Q45 定型約款には具体的にどのようなものが該当するか。「賃貸借契約書のひな形」、「住宅ローン契約書のひな形」などは該当するか	204
1 基本的な考え方	204
2 定型約款に該当するとされている具体例	206
3 定型約款に該当しないとされている具体例	207
4 定型約款への該当性が議論となっているもの	207
Q46 ほとんどの顧客との取引についてはあらかじめ準備	

した約款を使用した画一的な内容の取引をしているが、一部の顧客との取引で約款の一部の修正要請に応じる個別合意をしている場合、「定型取引」、「定型約款」に該当するか	210
1 基本的な考え方	210
2 全体として定型取引である場合の個別合意をめぐる法律関係	211
第8—3 定型約款のみなし合意（組入要件）	213
Q47 定型約款はどのような場合に合意とみなされるか。約款内容の開示や認識可能性は全く不要か	213
1 改正の趣旨	213
2 みなし合意（組入）の要件	213
3 約款内容の開示や認識可能性は全く不要か	214
Q48 定型約款を契約内容とすることに「合意」したといえるのは、どのような場合か	216
Q49 定型約款を契約内容とすることを「あらかじめ」、「表示」したといえるのは、どのような場合か	217
Q50 定型約款の「表示」に対して異議を述べた場合にはどうなるか	219
Q51 定型約款をあらかじめ表示しただけでその内容に拘束されるならば、いわゆるワンクリック詐欺にどのように反論したらよいか	220
第8—4 みなし合意除外規定（不当条項、不意打ち条項）	221
Q52 定型約款が「みなし合意除外規定」で契約内容とならないのはどのような場合か。どのような場面で有用な規定か	221
1 改正の趣旨	221
2 みなし合意除外規定の要件	221
3 有用な適用場面	221

Q53	「みなし合意除外規定」の適用のある「不当条項」は、具体的にどのように判断すればよいか ……………	224
1	改正の趣旨・経緯	224
2	不当条項の具体的な審査方法	226
3	不当条項事案における本条項の用い方	227
Q54	「みなし合意除外規定」の適用のある「不意打ち条項」はどのような契約条項か。個々の事案では、具体的にどのように判断すればよいか ……………	229
1	改正の趣旨・経緯	229
2	不意打ち条項の具体的な審査方法	230
3	不意打ち条項事案における本条項の用い方	231
Q55	「みなし合意除外規定」は、「不当条項」、「不意打ち条項」の双方の性格をもつ契約条項に適用されるか	233
Q56	「みなし合意除外規定」と消費者契約法10条の適用関係はどのようになるか ……………	234
1	改正民法548条の2第2項と消契10条のいずれも主張できるのか	234
2	消契10条に基づく無効主張に対する改正民法548条の2第2項に基づく組入除外の抗弁の可否	235
第8—5	定型約款の内容表示	236
Q57	定型約款の開示請求はどのように行うか ……………	236
1	改正の趣旨	236
2	開示義務に関する規定内容	236
Q58	約款内容の開示は具体的にどのように行えばよいか。高齢者でインターネットになじみのない請求者に対しても、ウェブサイト案内するだけでよいか ……	237
Q59	定型約款の約款内容の開示請求の費用は誰が負担することになるか ……………	238

Q60	定型約款の内容が開示されなかった場合、どのような主張ができるか	239
1	約款内容の開示とみなし合意（組入）との関係	239
2	約款内容の開示請求	239
3	約款内容の開示に関するその余の主張	239
Q61	開示請求で不当条項や不意打ち条項が存した場合にどのような対応をすることが考えられるか	241
第8－6 定型約款の変更		242
Q62	定型約款を変更することができるのはどのような場合か	242
1	改正の趣旨	242
2	定型約款変更規定の内容	242
Q63	対価やサービス内容を定めた契約条項も変更できるか	246
Q64	「事業者は自由に約款を変更できる」と定められている場合に、変更要件は緩和されるか	247
第8－7 その他		248
Q65	定型約款に該当しない約款について改正民法下でどのように取り扱われるか	248
1	概説	248
2	組入要件	248
3	不当条項、不意打ち条項	249
4	約款変更	249
Q66	消費者の立場からは「定型約款に該当する」と主張したほうが有利なのか、不利なのか	252
Q67	定型約款に関する改正民法の規定はいつから適用されるか。注意すべき経過措置はあるか	254

第3章 契約各論 255

第1 売 買 255

Q68 売主の担保責任に関する改正はどのようなものか 255

- 1 改正民法の規定の概要 255
- 2 改正前民法からの変更点 256
〈図表12〉改正前民法からみた売主の担保責任の変更点 256
- 3 他の法律の整備 259

Q69 買主の救済手段の相互関係はどのようになっているか。権利を行使するうえでの留意点は何か 261

- 1 救済手段の相互関係 261
〈図表13〉買主の救済手段と要件 261
- 2 権利行使上の留意点 263

Q70 契約不適合はどのように判断されるべきか 265

- 1 問題の所在 265
- 2 改正前民法570条に関する学説と判例 265
- 3 改正民法とその解釈 268

第2 消費貸借 270

Q71 消費貸借についてどのような改正がなされたか 270

- 1 はじめに 270
- 2 消費貸借の成立——書面による諾成契約の導入 270
- 3 準消費貸借の規定の整備 271
- 4 消費貸借の予約の規定の削除 272
- 5 消費貸借における利息の明確化 272
- 6 貸主の担保責任 273
- 7 期限前弁済の規律の整備 273

Q72 諾成的消費貸借における目的物引渡請求権の譲渡・質権設定、差押えはできるか 274

1	問題の所在	274
2	法制審議会での検討状況	274
3	解釈のあり方	275
4	結論	275
Q73	諾成的消費貸借において解除権を行使した場合、当然に損害賠償請求は認められるのか。また、その場合の損害はどのようなものか	277
1	問題の所在	277
2	解説	277
Q74	諾成的消費貸借において解除権行使に伴う損害に関する特約の有効性をどのように考えるか	280
1	問題の所在	280
2	解説	280
Q75	利息の発生する始期と終期に関する特約は有効か	282
1	問題の所在	282
2	解説	282
Q76	期限前弁済をした場合、当然に損害賠償を請求できるのか。損害の存否、内容をどのように考えるか	284
1	問題の所在	284
2	解説	284
	〈図表14〉利息の構造	286
Q77	期限前弁済に伴う損害賠償の予定は常に有効か	289
1	問題の所在	289
2	解説	289
第3	貸貸借	291
Q78	敷金についての規律の明文化の内容と実務における留意点は何か	291
1	敷金についての規律の明文化の内容	291

2 実務における留意点 293

Q79 原状回復の規律の明文化の内容と実務における留意点は何か …………… 298

1 原状回復の明文化の内容 298

2 実務における留意点 300

第4 請負 305

Q80 未完成の仕事の清算における「注文者が受ける利益の割合に応じた報酬」をどのように考えるか …… 305

1 結論 305

2 解説 305

Q81 注文者の追完請求権において、注文者が請求した方法と異なる方法による履行の追完が許される場合の「注文者に不相当な負担を課するものでないとき」をどのように考えるか …………… 307

1 結論 307

2 解説 308

Q82 履行に代わる損害賠償請求をするためには、これに先立つ請負人の履行拒絶または履行不能は必ず必要か。履行（追完）請求と履行に代わる損害賠償請求との優劣関係をどのように考えるか …………… 310

1 結論 310

2 解説 310

Q83 担保責任の失権効に関する改正民法637条1項の「不適合を知った時から1年」以内の通知について、「知った時」の意味をどのように考えるか …… 315

1 問題の所在 315

2 結論 315

3 解説 315

Q84	品確法に基づく10年間の瑕疵担保責任強制の規定と、改正民法における5年の消滅時効との関係をどのように考えるか	317
1	結論	317
2	解説	317
Q85	担保期間の短縮する合意は、無制限に認められるか	319
1	結論	319
2	解説	319
第5	委任・準委任	322
Q86	改正民法下においても委任契約の中途解約権は認められるか	322
1	改正内容	322
2	改正の理由と課題	323
第6	その他サービス契約、継続的契約等	326
Q87	サービス契約・継続的契約について立法化見送りの経緯と今後の課題は何か	326
1	サービス契約	326
2	継続的契約	329

第3部 消費者契約法

第1章	総論	336
------------	-----------	------------

Q88	消費者契約法の適用範囲（2条）が問題となる事例と考え方はどのようなものか。また、特定商取引法の適用範囲との異同はどのような点か	336
------------	---	-----

- 1 消費者契約法の適用範囲（消契2条）と活用方法 336
- 2 特定商取引法の適用範囲との異同 341
- Q89** 2018年改正で改正された事業者の契約条項の平易・明確化と情報提供の努力義務（消契3条1項）の活用方法はどのようなものか 342
 - 1 事業者の努力義務（消契3条1項） 342
 - 2 契約条項の平易・明確化（消契3条1項1号） 342
 - 3 情報提供努力義務（消契3条1項2号） 345

第2章 不当勧誘行為規制 350

- Q90** 消費者契約法が民法の特則として規定している「不当勧誘行為規制」（3条～7条）の概要と最近の法改正の内容はどのようなものか 350
 - 1 消費者契約法が規定している不当勧誘行為規制の概要 350
（図表15）消費者契約法における不当勧誘行為規定（一覧） 350
 - 2 最近の法改正の内容 351
 - 3 消費者契約法と他法との関係 352
- Q91** 「勧誘」（消契4条1項など）は消費者庁逐条解説（第3版）で改訂された。「勧誘」の適用範囲はどのようなものか 353
 - 1 「勧誘」要件 353
 - 2 不特定多数の者に向けた働きかけの「勧誘」要件該当性に関する最高裁判決と逐条解説の改訂 353
 - 3 「勧誘」要件に関する判断基準と実務運用 356
- Q92** 2016年改正で「重要事項」（消契4条5項）が拡張された不実告知（同条1項1号）の活用方法はどのようなものか。また、民法・特定商取引法の類似制

	度との異同はどのような点か	358
1	消費者契約法の「不実告知取消し」規定の内容と活用方法	358
2	民法の類似規定との異同	362
3	特定商取引法の類似規定との異同	364
Q93	2018年改正で「故意」要件が「故意・重過失」となった「不利益事実の不告知」（消契4条2項）の活用方法はどのようなものか。また、民法・特定商取引法の類似制度との異同はどのような点か	367
1	消費者契約法の「不利益事実の不告知取消し」規定の内容と活用方法	367
2	民法の類似規定との異同	371
3	特定商取引法の類似規定との異同	372
Q94	2016年改正で導入された「過量契約取消し」（消契4条4項）の活用方法はどのようなものか。また、民法・特定商取引法の類似規定との異同はどのような点か	375
1	消費者契約法の「過量契約取消し」規定の内容と活用方法	375
2	民法の類似規定との異同	380
3	特定商取引法の類似規定との異同	380
Q95	2018年改正で導入された「不安をあおる告知」（消契4条3項3号・5号・6号）の活用方法はどのようなものか。また、民法・特定商取引法の類似規定との異同はどのような点か	383
1	消費者契約法の「不安をあおる告知」規定の内容と活用方法	383
2	民法の類似規定との異同	388
3	特定商取引法の類似規定との異同	388
Q96	2018年改正で導入された「人間関係の濫用」（消契4条3項4号）の活用方法はどのようなものか。	

	また、民法・特定商取引法の類似規定との異同はどのような点か	390
1	消費者契約法の「人間関係の濫用」規定の内容と活用方法	390
2	民法の類似規定との異同	396
3	特定商取引法の類似規定との異同	396
Q97	2018年改正で導入された「強引な勧誘」(消契4条3項7号・8号)の活用方法はどのようなものか。また、民法・特定商取引法の類似規定との異同はどのような点か	398
1	消費者契約法の「強引な勧誘」規定の内容と活用方法	398
2	民法の類似規定との異同	403
3	特定商取引法の類似規定との異同	404
Q98	「媒介受託者」(消契5条)は消費者庁逐条解説(第3版)で改訂された。「媒介受託者」の活用方法はどのようなものか。また、民法・特定商取引法の類似規定との異同はどのような点か	406
1	消費者契約法の「媒介受託者」規定の内容と活用方法	406
2	割賦販売法の類似規定との異同	408
3	特定商取引法における類似問題との関係	409
4	民法における類似問題との関係	409
Q99	2016年改正で導入された「取消しの効果」規定(消契6条の2)の活用方法はどのようなものか。また、民法・特定商取引法の規定との異同はどのような点か	411
1	消費者契約法の「取消しの効果」規定の内容と活用方法	411
2	民法の規定との異同	413
3	特定商取引法上の規定との異同	414

第3章 不当条項規制 416

Q100 民法の特則として消費者契約法が規定している「不当条項規制」(消契8条~10条)の概要と最近の法改正の内容はどのようなものか …………… 416

- 1 消費者契約法が規定している不当条項規制の概要 416
 <図表16> 消費者契約法における不当条項規定(一覧) 416
- 2 近年の法改正の内容 417
- 3 消費者契約法と他法との関係等 417

Q101 消費者契約法9条1号(消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項の無効)の活用方法はどのようなものか …………… 418

- 1 消契9条1号の規定の内容と活用方法 418
- 2 特定商取引法・割賦販売法の類似規定 425

Q102 消費者契約法10条は2016年に前段が改正され、消費者庁逐条解説の内容も改訂された。消費者契約法10条の内容と活用方法はどのようなものか …………… 428

- 1 消契10条の規定の内容と活用方法 428
- 2 民法・特定商取引法の類似規定との関係 434

Q103 消費者契約法が規定している不当条項規制と民法、特定商取引法の類似規定との異同はどのような点か 435

- 1 民法の類似規定との異同 435
- 2 特定商取引法等の類似規定との異同 439

第4部 その他関連法

Q104 特定商取引法における民事効規定にはどのようなも

のがあるか	442
1 特定商取引法の概要	442
2 民事ルール	443
Q105 特定商取引法の適用範囲は、消費者契約法とどのよ うに異なるか	446
1 特定商取引法の保護の対象と規制の構造	446
2 特定商取引法の保護の対象となる「購入者等」	446
3 訪問販売等では法人・団体であっても適用の余地がある こと	447
4 連鎖販売取引・業務提供誘引販売取引に参加する個人は商人で あっても適用があること	449
5 消費者概念の整理・見直し等が求められること	449
Q106 割賦販売法における民事効規定にはどのようなもの があるか	451
1 割賦販売法の概要	451
2 個別クレジットにおける民事ルール	452
3 包括クレジットにおける民事ルール	453
判例索引	454
監修者・執筆者一覧	460